

教育委員会 8 月定例会会議録（要旨）	
招 集 月 日	令和 8 年 8 月 6 日（木）
招 集 場 所	瀬戸市役所 庁議室
教 育 長	加藤 正彦
出 席 委 員	委 員 稲垣 遼 委 員 大脇 忠 委 員 安井 友香 委 員 加藤 千恵
議 案 説 明 の た め に 出 席 し た 職 員	教 育 部 長 大岩 三明 教 育 政 策 課 長 荻原 美帆 学 校 教 育 課 長 松見 健一 学 校 教 育 課 主 幹 伊藤 嘉浩 学 校 教 育 課 主 幹 長谷川 武宏 図 書 館 長 吉村 きみ ス ポ ー ツ 課 長 成松 実 コミュニティ推進課長 杉江 圭司
書 記	教育政策課企画補佐兼課長補佐 松浦 慎造 教育政策課企画係主任 峯藤 駿佑
傍 聴 人 数	2 名
開 会 時 刻	午後 2 時 0 0 分
閉 会 時 刻	午後 3 時 0 4 分

<前回会議録の確認>

7 月定例会会議録について、事務局から報告があり、承認された。

<議事内容>

1 請 願

請願第 1 号 瀬戸市教育委員会決裁規程における緊急時処理手続きの適正化に関する請願

- ・瀬戸市教育委員会決裁規程における緊急時処理手続きの適正化に関する請願について説明があった。（教育政策課長 資料 P1）

教育政策課長	請願第 1 号について、ご説明させていただきます。「瀬戸市教育委員会決裁規程第 9 条第 1 項に規定される、急施その他やむを得ない事情により教育委員会の決裁を受けることができない場合に教育長がこれを処理する手続きについて、独自の「代決」という呼称を改め、地方自治法等の一般法規に整合する「専決処分」という文言に改定すること。」が、請願事項です。ご審議いただくに当たり、請願事項に出てきました「代決」と「専決処分」について、ご説明させていただきます。本請願の対象となっています「代決」は第 9 条第 1 項に定められており、「教育長は、教育委員会の決裁すべき事項の処理について、急施その他やむを得ない事情により教育委員会の決裁を受けることができないときは、これを代決することができる。」と規定しております。代決できることとする根拠ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 1 項において、「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。」とされています。この法律を根拠として、瀬戸市教育委員会決裁規程にお
--------	--

	いて、「教育委員会の権限に属する事務の一部を、教育長をして臨時に代理させること」を「代決」と規定しています。一方で、「専決」とは、「教育委員会の権限に属する事務の一部を、教育長に権限移譲した場合、専決できるようになる。」と整理しています。参考として、瀬戸市教育委員会決裁規程第 5 条において、教育長が専決できる事項を別で定めています。以上、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。
稲垣委員	私なりにまず整理をさせていただきたいと思います。まず、瀬戸市教育委員会決裁規程第 9 条第 1 項に「代決」が出てくると。「代決」の定義を改めて確認しますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 1 項に規定されている「臨時に代理させることができる。」ということをついて、この規程の中では言い換えているという理解でよろしかったでしょうか。
教育政策課長	おっしゃるとおりです。
稲垣委員	ありがとうございます。次に、「専決」という言葉ですが、これは瀬戸市教育委員会決裁規程第 5 条に定める教育委員会の権限移譲に基づき、教育長が行う処分という理解でよろしかったでしょうか。
教育政策課長	おっしゃるとおりです。
稲垣委員	瀬戸市教育委員会決裁規程上は、「代決」と「専決」はそれぞれ確認したとおり、定義において違いがあるということでもよろしかったでしょうか。
教育政策課長	おっしゃるとおりです。
稲垣委員	瀬戸市教育委員会決裁規程第 9 条第 1 項に規定されている処分、つまり「代決」が、同規程第 5 条の「専決」と処分としても異なるものという理解でよろしかったでしょうか。
教育政策課長	異なる処分となります。
稲垣委員	それを踏まえて、今回の請願の内容は瀬戸市教育委員会決裁規程第 9 条第 1 項に規定されている「代決」という呼称を改めて、「専決処分」という文言に改定するということになっているのですが、この規程上で「代決」と「専決」の定義が違っているので、第 9 条第 1 項の「代決」という言葉を「専決処分」に改定してしまうと、この規程上では整合が取れなくなってしまうように思うのですが、このような理解でよろしかったでしょうか。
教育政策課長	おっしゃられますように、瀬戸市教育委員会決裁規程の中では意味が変わってしまうということになります。
稲垣委員	請願事項である「代決」を「専決処分」に改定することは、規定している処分の意味が変わってしまうことが分かりました。「代決処分」という独自の造語が使用されているとご指摘がありますが、造語なのでしょうか。
教育政策課長	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 1 項に「教育委員会の権限に属する事務の一部を、教育長をして臨時に代理させることができる。」と規定されてい

	ることを瀬戸市教育委員会決裁規程第9条第1項において、「代決」として規定しています。
稲垣委員	「教育長をして臨時に代理させることができる。」ことを「代決」と規定していることが分かりにくいのではないかと感じましたが、どうでしょうか。
教育政策課長	おっしゃるとおりでございます。瀬戸市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条において、「教育長は、前条第1項各号に掲げる事務について緊急やむを得ない事情により委員会の議決を受けることができない場合は、これを臨時に代理することができる。」と規定しており、このことを「臨時代理」といいます。同じ処分について「代決」と「臨時代理」の二つの言葉が定義されていますので、この点は整理が必要と考えます。
稲垣委員	ありがとうございます。臨時で代理できるというものにも、「代決」と「臨時代理」という言葉が混同してしまっているという点は理解しました。今までの議論を踏まえた上で、私として簡単に意見を述べさせていただければと思います。まず、瀬戸市教育委員会決裁規程における「代決」と「専決」という言葉ですが、この規定上では「代決」と「専決」という言葉は異なる定義で規定されているもので、そうすると、単純にこの請願で指摘するように第9条第1項を「代決」から「専決処分」に改定してしまうと、規程上の意味が変わってきてしまい、規程上の整合性が取れなくなってしまうと。そういう意味では、この請願を形式的に採択するかどうかということに関して、私の意見では正面からは採択できないのではないかと考えています。ただし、この請願にある内容を踏まえると、要するに、市民の方にも分かりやすいようにという趣旨が含まれているのではないかと理解します。特に、先ほどあったように、「代決」と「臨時代理」という意味が同じにもかかわらず、違う用語が用いられている。そもそも「代決」という言葉自体が、今使っている「臨時代理」という言葉に適当なのかどうかということに若干私も疑問があります。ですので、後ほど採択されるに当たって、正面からこれを採択するかどうかという意味で言えば、形式上は採択をしないという意見表明をさせていただくことになると思うのですが、先ほど言ったように、「代決」という言葉の分かりにくさや「臨時代理」という言葉の重複について、用語の整理を行っていただくということを付け加えて、補足意見として残しておきたいと思います。
教育長	稲垣委員のご意見、また、教育政策課長の説明にありましたとおり、用語の整理が必要だと思いますので、その点について行ってまいりたいと思います。

・採択結果：不採択（賛成0、反対4）

請願第2号 瀬戸市教育委員会会議資料等の正確性確保および事務執行体制の改善に関する請願

・瀬戸市教育委員会会議資料等の正確性確保および事務執行体制の改善に関する請願について説明があった。（教育政策課長 資料P2,3）

教育政策課長	請願第2号について、ご説明させていただきます。請願内容は、お手元でございますが、請願書のとおりのとおりとなりますが、本請願では4項目について要望されております。請願
--------	--

	事項ですが、一つ目は、「当組合が指摘した令和 8 年度教育委員会会議資料および会議録におけるすべての表記上の誤りについて、その妥当性を検証し、速やかに正しい表記に修正すること。」、二つ目は、「予算案等の緊急処理については、現行の決裁規程第 9 条を厳格に遵守し、規程にない「代決処分」という造語の使用を中止し、正しく「代決」と表記すること。」、三つ目は、「個人情報保護の観点から現在非公開となっている令和 4 年度から令和 7 年度までの会議資料および会議録について、適切なマスキング処理を施した上で速やかにインターネット上に公開し、検証の機会を確保すること。」、四つ目は、「今後、教育委員会の発出する公文書においてこのような表記崩れや法令解釈の誤りが再発しないよう、事務局内における複数人による校正チェック体制を構築するなど、確実な再発防止策を講じること。」となります。以上、4 項目についてご審議いただきますようよろしくお願いいたします。
安井委員	四つ項目があるので、一つずつ整理させていただきたいと思います。先ほどの請願同様、教育委員会として検討しなければならない項目もあるように感じますが、事務局の見解を聞かせていただけますでしょうか。
教育政策課長	本請願につきまして、1 項目ずつ事務局としての見解を述べさせていただきます。まず、一つ目の「令和 8 年度教育委員会会議資料および会議録におけるすべての表記上の誤りについて、その妥当性を検証し、速やかに正しい表記に修正すること。」につきましては、ご指摘いただいた箇所は既に修正し、ホームページに公開しております。次に、二つ目の「「代決処分」という造語の使用を中止し、正しく「代決」と表記すること。」につきましては、「代決」と「代決処分」を次のとおり整理して言葉を使用しております。まず、「代決」とは、単に決裁行為を指すものであり、「代決」により決定した事項やその結果を指す場合は「代決処分」を用いています。よって、代決した結果を教育委員会において報告し、その承認を得る議案については、「代決処分」を使用しています。なお、請願第 1 号でご説明したとおり、「代決」と「臨時代理」と併せて、整理してまいります。次に、三つ目の「個人情報保護の観点から現在非公開となっている令和 4 年度から令和 7 年度までの会議資料および会議録について、適切なマスキング処理を施した上で速やかにインターネット上に公開し、検証の機会を確保すること。」につきましては、公開する年数を整理し、速やかに公開してまいります。最後に、四つ目の「今後、教育委員会の発出する公文書においてこのような表記崩れや法令解釈の誤りが再発しないよう、事務局内における複数人による校正チェック体制を構築するなど、確実な再発防止策を講じること。」につきましては、法令解釈の誤りはありませんでしたが、現在、ホームページに掲載する資料やホームページ記事については、決裁を取っているところであり、この決裁時における点検を着実に行っていきたいと考えています。
安井委員	ありがとうございます。教育委員会として、請願によりご指摘いただいた誤りや改善は速やかに実施していくべきと考えます。少し整理しますと、一つ目の誤りの修正については、既に修正済み。二つ目の「代決処分」については、「代決」と「代決処分」の言葉を使い分けており、代決した結果を教育委員会において報告し、その承認を得る議案については、「代決処分」を使用している。三つ目の会議資料および会議録をインターネットに公開することについては、速やかに公開していく。四つ目の再発防

	止対策については、現在の仕組みを着実に実施していくこととする。ただし、請願第1号と重なりますが、「代決処分」については、「代決」と「臨時代理」の整理と併せて、行っていくということによろしかったでしょうか。
教育政策課長	おっしゃるとおりです。また、請願第1号と重なる部分につきましては、先ほどお答えさせていただきましたように、今後整理をさせていただきたいと考えております。
安井委員	一つ伺いたいのですが、請願の一部に同意する場合、採否はどうすればよいのでしょうか。
教育政策課長	請願の採否を決するに当たっては、一部採択は認められておりません。よって採否においては、一部採択であれば、否決とするのが妥当と考えます。しかしながら、事務局としては、今回の議論の内容に従って、速やかに事務を執り進めてまいりたいと考えております。
稲垣委員	採否の方法について、ご説明いただきありがとうございました。請願事項2の「代決」と「代決処分」については、教育委員会事務局の方で明確な意図をもって使用されているということですので、理解いたしました。その上で採否について、請願事項2は了解できているので、私としては結果として賛成しないという意見になるのですが、何も意見を述べないままだと全て否決したようになってしまうので、このことについても意見だけ残しておきたいと思います。請願事項1・3・4については、いずれも誤記であったり、マスキング処理が適切でなかったり、また、表記揺れがあったりというような事務的なミスというところが原因になっているので、これを直すことは当然だと思っています。既に対応されたこともあるとは思いますが、この請願に関してのご指摘は、今後の教育委員会運営において非常に有意義だと思いますので、請願事項1・3・4は重く受け止めていただきたいという意見を私としては残しておきます。

- ・採択結果：不採択（賛成0、反対4）

請願第3号 瀬戸市教育振興基本計画検討会傍聴要綱の改正に関する請願

- ・瀬戸市教育振興基本計画検討会傍聴要綱の改正に関する請願について説明があった。（教育政策課長 資料P4,5）

教育政策課長	請願第3号について、ご説明させていただきます。請願内容はお手元にございます請願書のとおりとなりますが、本請願では4項目について要望されております。請願事項ですが、一つ目は、「現代の市民に普及しているスマートフォン等を携帯している場合に一律に入場不可とするようなルールを是正し、実態に即した文言に改めること。」、二つ目は、「「異様な服装をしている者」という、主観的かつ曖昧で、多様な文化や個人の表現の自由、マイノリティへの差別に繋がりがねない文言を廃止し、秩序維持を目的とした客観的な表現に変更すること。」、三つ目は、「妨害の意図がない市民のカバン内の所持品まで一律に排除する過剰規制を見直し、具体的な妨害行為を禁止する規定へと改めること。」、四つ目は、「報道関係者席の空席時における一般市民への開放など、柔軟で効率的な傍聴席の運用規定を設けること。」となります。以上、4項目についてご審議いただきますようよろしくお願いいたします。
--------	---

大脇委員	請願事項は四つありますが、大きく分けて三つかなと思ひまして、一つずつ整理させていただきます。一つ目に「スマートフォン等を携帯している場合に一律に入場不可とするようなルール」とありますが、実際に所持している方に対してどのように対応しているのかお聞かせください。
教育政策課長	瀬戸市教育振興基本計画検討会傍聴要綱第 5 条第 6 号において、「録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者は、傍聴人となることができない。」とあり、第 6 条第 3 号の「傍聴人の遵守事項」において、「携帯電話等の電源を切ること。」を明記しております。この表記は、市民にとって分かりやすいよう、瀬戸市議会傍聴規則と合わせています。請願者は、「この条文を文字通り解釈すれば、スマートフォン等を所持する市民は全員傍聴人となることができないことになってしまいます。」と心配されておられますが、市議会の傍聴において、電源を切ればスマートフォンは所持することができます。これは、携帯電話と録音機や写真機は別のものである、または、携帯電話に録音機能や撮影機能があるとしても、電源を切ること、録音機や写真機を持っていることにならないという共通理解を得ていると考えます。
大脇委員	ありがとうございます。ちょうど過渡期と言いますか、世代によって変わっていくので、分かりにくいところも一見あるかなと思いますが、内容は理解できました。請願事項 2・3 について、「異様な服装をしている者」という、主観的で曖昧なものであることと、プラカード等を所持していることのみを理由として排除することは、いずれも身なりや装い、持ち物に関してのことですが、これについてはどのように取り扱っているのでしょうか。
教育政策課長	瀬戸市議会傍聴規則と合わせておまして、市議会において、請願者が心配しているような事態が発生しておらず、円滑な進行が確保されていることから、傍聴人にもこの表記の意図が伝わっており、現表記で問題がないものと考えます。
大脇委員	瀬戸市議会傍聴規則と合わせているということですので、見直すとしたら、それらも含めて考え直す余地があるということですね。最後に、請願事項 4 について、「報道関係者席の空席時における一般市民への開放など、柔軟で効率的な傍聴席の運用規定を設けること。」と求められていますが、事務局としてはどのように考えているのでしょうか。
教育政策課長	瀬戸市教育振興基本計画検討会傍聴要綱第 3 条において、「傍聴人の定員は、10 人とし、このうち、一般席の定員は、6 人とする。」としておりますが、「ただし、委員長は、会議開催会場の収容人員を考慮し、定員を変更することができる。」としておりますので、この中で対応できるものと考えています。
大脇委員	その時々の実情に応じて、当初入場できなかった方についても、席に空きがあれば臨機応変に入場を認めることができるということでしょうか。
教育政策課長	瀬戸市教育振興基本計画検討会傍聴要綱の中で、委員長がそのように判断できると規定しておりますので、可能であると解釈しております。

・採択結果：不採択（賛成 0、反対 4）

請願第 4 号 教育委員会交際費の執行状況公開における宗教的中立性の徹底に関する請願

- ・教育委員会交際費の執行状況公開における宗教的中立性の徹底に関する請願について説明があった。(教育政策課長 資料 P6)

教育政策課長	請願第 4 号について、ご説明させていただきます。「児童生徒等の死亡に伴う教育委員会交際費の支出名目について、特定の宗教に偏った「香典代」という表記を改め、宗教的に中立な「弔慰金」等の表現に変更すること。」が、請願事項です。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。
加藤委員	請願者は、「香典」という言葉を教育委員会が宗教的な意味合いで使用していると指摘していますが、私が調べたところ、「香典」とは遺族に対してお悔やみの意味があるということで、一方、「弔慰金」とは会社等が今後の遺族の生活の糧にするお金という意味もあるということで、どちらにしても一般的な意味で「香典」という言葉の方がふさわしいのではないかと思います。事務局はどのように考えているのでしょうか。
教育政策課長	まず、交際費の使途を「香典」と表記することは、法律が禁じている「宗教教育」や「宗教活動」には当たらないと考えます。その上で、「不特定多数の市民が閲覧する公式な情報公開の場において、特定の宗派を想起させる宗教用語をそのまま使用し続けることは、行政の宗教的中立性に対する配慮を欠いていると言わざるを得ない。」という請願趣旨については、「香典」は宗教の信仰に関わらず、遺族への弔意を表すものとして、慣習的に使われている言葉であると認識しています。教育委員会の交際費の使途を公開する目的は、市民に使い道を明らかにし、透明性の確保や公正な執行を行うことです。その目的と照らし合わせると、支出明細に一般的に使用されている「香典」と表記することは、問題ないものと考えます。
大脇委員	「香典」が宗教用語というのは、言われてみればそうかなと思ったのですが、実際には、「香典」の方が「弔慰金」と言われるよりも理解しやすいかなと思います。しかしながら、他の宗教の方も多く、「香典」が伝わらないという人もいますので、また改めて見直ししてもらった方がいいのかなと思います。
稲垣委員	「香典」という言葉が直ちに政教分離に反するかというと、私もそうではないとは考えています。というのも、「香典」は、故人に対する哀悼の意ですとか、遺族に対する弔意を表すために、遺族に贈られるものであって、葬儀を執り行う僧侶や寺院に対して贈るものではないので、「香典」を渡す行為自体が政教分離に違反しているかという、そうではないという理解ではあります。ただし、私は若干この問題には引っかかりを覚えておりまして、「香典」というのはお線香等の代金というような意味合いもあって、元々仏教用語であると思っています。そうすると、慣例的には弔意を表すお金だということではあるのですが、例えば、瀬戸市でも様々な外国の方や宗教の方がいる中で、あえて「香典」という言葉を使い続ける意味があるのかと、私は疑問に思っています。慣例的に使ってきたということであれば、これまでのことを否定するつもりは全くないのですが、様々な外国の方がいらっしゃる、宗教の方がいらっしゃる社会ということを見据えれば、特段問題がなければ、あえて「香典」という言葉を使うのではなくて、「弔慰金」という言葉に変えてもいいのではないかと思います。ですので、先ほど申し上げたように、「香典」という言葉に問題があるか、政

	教分離の点で問題があるかと言われれば、そこは疑問があるのですが、変えるか変えないかというところを見据えるときには、私は変えてもいいのではないかと考えています。
--	---

- ・採択結果：不採択（賛成 1、反対 3）

2 報 告

(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について

- ・後援については、7 件の申請があり、いずれも基準に適合しており、後援を許可したことの報告があった。（教育政策課長 資料 P7, 8）

(2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について

- ・許可済みの後援について、4 件の実績報告があったことの報告があった。（教育政策課長 資料 P9）

(3) 令和 8 年 7 月情報公開請求について

- ・令和 8 年 7 月情報公開請求について、5 件の公文書開示請求があったことの報告があった。（教育政策課長、学校教育課長 資料 P10, 11）

3 議 案

第 3 3 号議案 教育委員会に係る事務の管理及び執行状況についての点検及び評価並びにその公表について

- ・教育委員会に係る事務の管理及び執行状況についての点検及び評価並びにその公表について説明があった。（教育政策課長 資料 P12・別添資料）

- ・議決結果：採択（賛成 4、反対 0）

第 3 4 号議案 令和 8 年度瀬戸市教育委員会感謝状の贈呈者について

- ・令和 8 年度瀬戸市教育委員会感謝状の贈呈者について説明があった。（教育政策課長 資料 P13～17）

- ・議決結果：採択（賛成 4、反対 0）

第 3 5 号議案 令和 8 年度瀬戸市教育委員会 9 月補正予算（案）について

- ・令和 8 年度瀬戸市教育委員会 9 月補正予算（案）について説明があった。（学校教育課主幹 資料 P18, 19）

- ・議決結果：採択（賛成 4、反対 0）

4 その他

(1) 日程について（資料 P20）

- ・令和 8 年 9 月定例教育委員会は 9 月 11 日（金）14:00 から瀬戸市役所西庁舎 2 階 交流センターで開催することの報告があった。
- ・令和 8 年 10 月定例教育委員会は 10 月 1 日（木）10:00 から瀬戸市役所 大会議室で開催することの報告があった。

教育長

カマ 藤 正